『開かれた入管・難民法をめざして――入管法「改正」の問題点』 第1刷 正誤表

以下の箇所に誤りがありました。謹んでお詫びし訂正します。

- ■第3章 39頁 9行目
- (誤) 改正法では、原則として2回目以降
- (正) 改正法では、原則として3回目以降
- ■第3章 43頁 7行目
- (誤) 難民認定されず、2回以上
- (正) 難民認定されず、3回以上
- ■同 14 行目
- (誤) 難民認定されずに2回以上
- (正) 難民認定されずに3回以上
- ■第7章 111頁 9行明
- (誤) 2回目以降の難民申請
- (正) 3回目以降の難民申請
- ■同 10 行目
- (誤) 2回目の申請で不認定となった者
- (正) 3回目の申請で不認定となった者
- ■第10章 162頁 16行目
- (誤) 就労伴奏事業
- (正) 就労伴走事業
- ■同 21 行目
- (誤) 伴奏支援
- (正) 伴走支援
- ■同 22 行目
- (誤) 難民就労伴奏プロジェクト
- (正) 難民就労伴走プロジェクト